

平成26年

第1回市議会定例会 議案第51号

市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部改正について
市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部を改正する条例
市立函館高等学校の入学料等徴収条例（平成20年函館市条例第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立函館高等学校の授業料等徴収条例

第1条中「入学料」を「授業料，入学料」に改める。

第2条の見出しを「（授業料等の徴収）」に改め，同条中「入学者」を「生徒から授業料を，入学者」に改める。

第3条の見出しを「（授業料等の額）」に改め，同条中「入学料，」を「授業料，入学料，」に，「第7条」を「第8条」に，「入学料等」を「授業料等」に改める。

第4条の見出しを「（授業料等の納期）」に改め，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項を第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

毎月の授業料は，市長が定める日までに納めなければならない。

第8条を第9条とする。

第7条（見出しを含む。）中「入学料等」を「授業料等」に改め，同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（授業料等の減免）」に改め，同条中「入学料」を「授業料，入学料」に改め，同条を第6条とし，第4条の次に次の1

条を加える。

(授業料の不徴収)

第5条 次に掲げる事由により、生徒が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって授業に出席しないときは、その生徒に係る当該月分の授業料は、徴収しない。

- (1) 学校の都合による臨時休業
- (2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止または同法第20条の規定による臨時休業
- (3) 校長の許可を得た休学または留学

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

授 業 料	入学料	入学検定料	証明書交付手数料
月額 9,900円	5,650円	2,200円	1通につき 400円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の市立函館高等学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

(提案理由)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給
に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため